

◎新潟海区漁業調整委員会指示第4号

新潟海区における定置漁業の保護区域について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成25年9月1日

新潟海区漁業調整委員会 会長 宮島 英雄

次に掲げる定置漁業の保護区域内では、当該漁業に著しく支障を及ぼす漁業、遊漁（水産動植物を採捕する行為をいう。）を行い、又は当該漁業の魚道をしゃ断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。

免許番号	漁場の位置	漁業の名称	漁業時期	保護区域(メートル)			摘要	端口	漁業権者
				左側	右側	沖合			
新定第1号	岩船郡粟島浦村地先	たい定置漁業	1月1日から 12月31日まで	1,000	1,000	800	1階網	両口	有限会社 粟島定置
新定第2号	岩船郡粟島浦村地先	たい定置漁業	4月1日から 9月30日まで	1,000	1,000	800	1階網	両口	有限会社 粟島定置
新定第3号	岩船郡粟島浦村地先	たい定置漁業	4月1日から 9月30日まで	1,000	1,000	800	1階網	両口	有限会社 粟島定置
新定第4号	糸魚川市大字梶屋敷 及び大字田伏地先	あじ、さば、ぶり、いわし定置漁業	1月1日から 12月31日まで	100	150	100	1階網	両口	金子一郎ほか4人 (糸魚川定置網組合)
新定第5号	糸魚川市大字寺地地先	あじ、さば、ぶり定置漁業	1月1日から 12月31日まで	150	150	100	1階網	両口	大西信春ほか3人 (青海定置網組合)
新定第6号	糸魚川市大字青海地先	あじ、さば、ぶり定置漁業	1月1日から 12月31日まで	150	150	100	1階網	両口	大西信春ほか3人 (青海定置網組合)
新定第7号	糸魚川市大字歌地先	あじ、さば、ぶり定置漁業	1月1日から 12月31日まで	150	150	100	1階網	両口	松本要ほか3人 (市振定置網組合)
新定第8号	糸魚川市大字市振地先	あじ、さば、ぶり定置漁業	1月1日から 12月31日まで	150	150	100	1階網	両口	大西信春ほか3人 (市振定置網組合)

指示の有効期間

平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

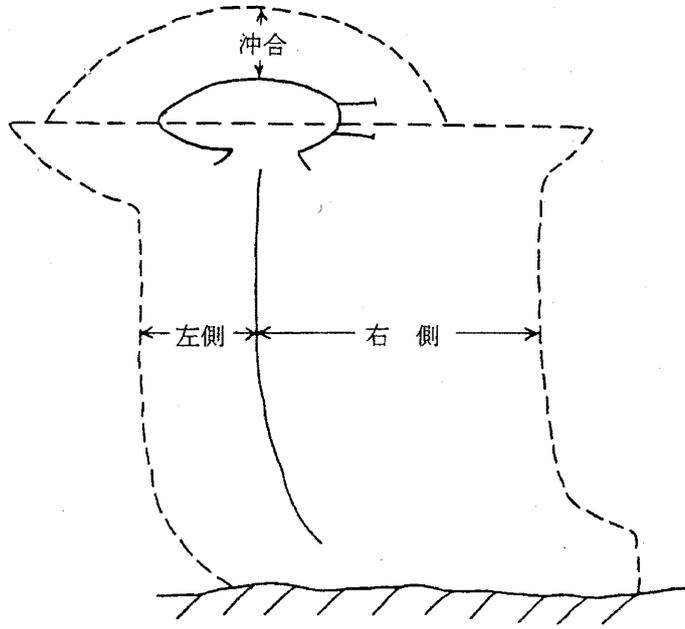
付記

保護区域のとりかた

- 1 保護区域の左側、右側とは、磯垣網を基準として陸岸より海面に向かってそれぞれの方向を示し、網なりに所定距離をとる。
- 2 沖合とは、台と矢引を結ぶ直線（沖矢引と磯矢引を有する場合は、台から両矢引の中間を通る線）から沖側（沖垣網を有する場合は、沖垣網の沖側）を示し、網なりに所定距離をとる。

定置漁業保護区域略図

(例 1)



(例 2)

